

第176回

新宿区都市計画審議会議事録

平成28年10月31日

新宿区都市計画部都市計画課

第176回新宿区都市計画審議会

開催年月日・平成28年10月31日

出席した委員

遠藤新、倉田直道、戸沼幸市、中川義英、星徳行、加藤仁、小田桐信吉、小松清路、
豊島あつし、川村のりあき、吉住はるお、かわの達男、大崎秀夫、大野二郎

欠席した委員

石川幹子、喜多崇介、桑原羊平、櫻木康雄（代理…木村交通規制係長）、
湯浅達也（代理…田中地域防災担当課長）

議事日程

日程第一 審議案件

議案第307号 新宿区都市マスタープランの見直し及び新宿区まちづくり長期計画の策定
について（審議）

・都市マスタープランの見直し及びまちづくり長期計画骨子案について

日程第二 報告案件

東京都市計画地区計画神宮外苑地区地区計画の変更について（東京都決定）

日程第三 その他連絡事項

議事のでんまつ

午後 2時00分開会

○戸沼会長 皆さん、どうもこんにちは。

ただいまから第176回新宿区都市計画審議会を開会いたします。

初めに、事務局から委員の交代等報告があるようですので、お願いします。

○事務局（石井主査） 事務局です。

公募区民委員である福村隆委員から、区長宛てに退職届が提出されましたので、都市計画審

議会委員を解職いたしましたので、御報告させていただきます。なお、補欠委員につきましては、現在、調整させていただいております。

以上です。

○戸沼会長 どうも。

次に、事務局より、きょうの委員の出欠について報告してください。

○事務局（石井主査） 事務局です。

次に、本日の委員の出欠状況ですが、欠席の御連絡をいただきました委員は、石川委員、桑原委員、喜多委員の3名です。

なお、新宿警察署長の櫻木委員及び新宿消防署長の湯浅委員につきましては、公務のため欠席ですので、それぞれ代理の出席をしていただいているところです。

本日の審議会は、19名中の14名の出席で、定数2分の1に達しており、審議会は成立しております。

続きまして、卓上に用意しましたマイクについて、使い方を御説明させていただきます。

5つボタンが並んでおりますが、4番目の要求ボタンを押していただきまして、マイクの先端がオレンジ色に光ります。光りましたら、御発言をお願いいたします。会場が広くなっておりますので、マイクを口元に近づけて御発言いただきますように、よろしくをお願いいたします。

また発言後につきましては、5番の終了ボタンを押してください。まれに会議の途中で、マイクの電源が切れてしまうことがありますので、御協力をお願いいたします。

以上です。

○戸沼会長 本日の日程と配付資料について、事務局から説明してください。

○事務局（石井主査） 事務局です。

まず、本日の日程です。議事日程表をごらんください。

日程第一、審議案件、議案第307号、新宿区都市マスタープランの見直し及び新宿区まちづくり長期計画の策定について（審議）、新宿区マスタープランの見直し及びまちづくり長期計画骨子案についてです。日程第二、報告案件、東京都市計画地区計画神宮外苑地区地区計画の変更について（東京都決定）、続きまして日程第三、その他連絡事項です。

次に、本日の資料の御確認をお願いいたします。審議会の開催に当たりましては、事前に資料を送付しておりますが、机上に御用意させていただいたものをお使いください。

1、議事日程表、2、新宿区都市マスタープランの見直し及び新宿区まちづくり長期計画の策定について、こちらはクリップどめの資料になります。3、神宮外苑地区地区計画の変更につ

いて、こちらもクリップどめの資料になります。4、都市計画審議会委員（賀詞交歓会団体名簿）、A4、1枚の資料になります。また、机上に都市計画マスタープランを用意させていただいております。

過不足等ございましたら、事務局までお願いいたします。

よろしいでしょうか。

本日の日程と資料の配付については、以上になります。

○戸沼会長 それでは、審議に入りたいと思います。きょうは審議案件が1つと報告案件が1つです。

審議案件の都市マスタープランの見直し及びまちづくり長期計画については、きょうが骨子案の審議ということで、この後でパブリックコメントを実施するということです。それを入れて、また審議をお願いするということだと思います。

会議は午後4時を目途に進めたいと思いますので、皆さんどうぞ御協力ください。

~~~~~

日程第1

審議案件

議案 307 号

新宿区都市マスタープランの見直し及び新宿区まちづくり長期計画の策定について（審議）

・都市マスタープランの見直し及びまちづくり長期計画骨子案について

~~~~~

○戸沼会長 それでは、日程第1、審議案件について、事務局、お願いします。

○事務局（石井主査） 事務局です。

日程第一、審議案件、議案第307号、新宿区都市マスタープランの見直し及び新宿区まちづくり長期計画の策定について（審議）、都市マスタープランの見直し及びまちづくり長期計画骨子案についてになります。

○戸沼会長 それでは、副会長の中川委員から、骨子案の検討結果を報告いただいて、その後で詳細な報告は、まちづくり計画等担当副参事より説明していただくと。

では、部会長の中川委員、お願いします。

○中川委員 中川でございます。どうかよろしくお願いいたします。

本日御審議いただきます骨子、骨子といいながら、かなりの大部になってございますけれど

も、内容的には、都市マスタープランの見直しと、今回新たに策定いたしますまちづくり戦略プランとを合わせた形のもの、それをまちづくり長期計画というふうに呼んでおりますが、その両者、戦略プランの骨子まで含めた内容でございます。

これまで検討部会のほうでは、4回ほど部会を開かせていただきまして、活発な意見交換、議論を進めてまいったところでございます。

本日、この内容につきまして御審議いただき、この後パブリックコメントにかけて、この審議会としては、2月ぐらいに再度パブリックコメント等を含めた内容で、再度、骨子案について御審議いただくという段取りを考えてございます。

パブリックコメントに入りましても、部会としては、この内容を、よりよいものにしていきたいということで、あと2回ほど、2月までの間に検討部会もあと2回ほど議論していこうというふうなところでございます。

この都市計画審議会の委員の皆様方におかれましても、本日お示しします骨子案について、御意見等いただければ、さらに検討部会のところでも議論していただいて、一步でも、よりよいものにしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

詳細につきましては、まちづくり計画等担当副参事のほうから、説明をお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

○まちづくり計画等担当副参事 まちづくり計画等副参事でございます。

それでは、クリップどめの資料を開いていただきまして、新宿区まちづくり長期計画の骨子案について御説明したいと思います。

その前に資料、一番最後のところに資料4という形で、横書きのスケジュール表を準備させていただいておりますので、一度、こちらを御参照いただければと思います。

これまで、都市マスタープランの見直しとまちづくり長期計画の骨子の策定に当たりましては、7月20日のこの都市計画審議会において、諮問させていただいたところでございます。

その後、7月25日と8月29日に検討部会のほうを開催いたしまして、ここでは主に都市マスタープランの見直しについて、調査検討してきました。

そして、前回、9月6日のこちら、都市計画審議会のほうで経過、中間の報告という形で御説明、御報告させていただいたところでございます。

それ以降、9月26日と10月17日、こちらのほうも検討部会を開催いたしまして、こちらでは主に新たに策定いたしますまちづくり戦略プラン、また、10月17日は全体を取りまとめる形で、

総括的な調査検討を実施しました。

そして本日10月31日なのですが、こちら、骨子案の審議という形で進めてきたというところでございます。

それを踏まえて、資料1の冊子をごらんいただきたいと思います。こちらが、新宿区まちづくり長期計画の骨子案の、現段階では事務局案という形でございます。

構成としましては、新宿区都市マスタープランの見直しの骨子案と、まちづくり戦略プランの骨子案という二本立てで構成しているところでございます。

お開きいただきまして、目次のところを御参照いただきたいと思います。

つくりといたしましては、まず序といたしまして、まちづくり長期計画の枠組みというところで、この計画の目的、また位置づけ、計画期間、体系、策定の進め方というところを示してございます。

そして、ピンク色の帯のところなのですが、都市マスタープランの見直し骨子案というところを、第Ⅰ部に持ってきてございます。

そして、米印がついてございますが、この都市マスタープランの見直しの部分につきましては、新たに策定します新宿区総合計画の一部を構成いたしますというところを、目次の一番下段に書かせていただいております。

目次の2ページ目をごらんいただきたいのですが、第Ⅱ部としまして、まちづくり戦略プランの骨子案でございます。

そして、青帯のところ、まちづくり長期計画のまとめというものを記載してございます。

そして、最後に資料編といたしまして、各部門にかかわるデータ、そういったものを整理した資料をつけさせていただいております。

ページをおめくりいただきまして、1ページ目でございます。こちらがまちづくり長期計画の枠組みというところでございます、策定する目的とか、2番で位置づけというところを示してございます。

特に位置づけのところの一番最後の段落のところ、新たに策定するまちづくり戦略プランの位置づけというものを示させていただいております。

まちづくり戦略プランは、都市マスタープランで示す将来の都市像の実現に向けて、区内全域で、または、地区で抱えるさまざまな課題に対して、区の現状や地区の特性などを踏まえた各主体の取り組みや方策を示します、というところで、位置づけを示させていただいております。

また、計画期間の2段落目をごらんいただきたいのですが、まちづくり戦略プランにつきましては、この社会経済情勢の変化、また、今後のまちづくりの進捗などに、適切に対応するために、おおむね5年ごとに検証しまして、必要に応じた見直しを行っていくというところを示させていただきます。

おめくりいただいて、2ページ目が体系図でございます。こちらが、前回も御説明したところと重複するところがございますが、都市マスタープランにつきましては、別途審議していただきます基本計画と合わせまして、総合計画ということになります。

また、この都市マスタープランとまちづくり戦略プランを合わせまして、こちら、まちづくり長期計画というものを策定していきたいというふうに考えているところでございます。

次のページからが、都市マスタープランの見直し骨子案というところで、本題に入る部分でございます。

こちらは、9月6日の都市計画審議会でも、その時点での中間報告をさせていただいた上で、そのときいただいた御意見等を踏まえて、修正した箇所を中心に、御説明させていただきたいというふうに考えてございます。

まず、おめくりいただいて、3ページ、4ページのところで、この都市マスタープランの見直し骨子の全体像というものを示させていただきます。

前回との修正した点というところでございますが、3ページの社会経済情勢の変化というところで、主な社会経済情勢の変化の③というところで、土地利用とか人口についての背景というものを示させていただきます。

4ページ目をごらんいただきたいのですが、こちら、こういった見直しの、2ページに記載してございます見直しの背景とか、見直しに向けた取り組みというところから見てきた見直しの視点、方向性というところを、黄色の枠で示させていただきます。

1番の「めざす都市の骨格」につきましては、方向性のところをごらんいただきたいのですが、高度防災都市化と安全安心の強化、また「賑わい都市・新宿の創造」を推進というところが、方向性として示してございます。

また、「部門別まちづくり方針」につきましては、防災、観光、ユニバーサルデザイン、環境の視点を強化する方向性で示させていただいたところでございまして、その右側、青枠の都市マスタープランの見直し骨子の構成の部分でございます。

部門別まちづくり方針につきましては、新たに、現行の都市マスタープラン、7部門でございますが、8部門で構成したいというふうに考えてございまして、8番に、環境に配慮したまち

づくりの方針というものを新たに追加してございます。

また、7番につきましては、従前は「人にやさしいまちづくりの方針」でございましたが、再編に当たりまして、「誰もが豊かに暮らせるまちづくりの方針」という形で、名称の変更をしてございます。

3番の地域別まちづくり方針につきましては、黄色枠の方向性の部分に記載してございますが、こういった部門別まちづくり方針、また、この間のまちづくりの動きなどを反映するところと、別途行いました都市マスタープランの実績調査とか、区民アンケート等から見えてきました区民の意向の課題解決に向けた取り組みの推進というところで、見直していきいたいというふうに考えているところでございます。

ページをおめくりいただきまして、5ページ、6ページでございます。

こちらが、「めざす都市の骨格」の見直し骨子でございます。

2-1として、将来の都市像を示してございますが、こちらは現行都市マスタープランで示します「暮らしと賑わいの交流創造都市」というものは、継承していくというところでございまして、その上で2-2、めざす都市の骨格の考え方、また2-3、将来の都市構造については、記載のような見直しの視点・方向性で示したようなところでの見直しを行っていくというところでございまして、2-2のめざす都市の骨格の考え方というところの方向性をごらんいただきたいのですが、大規模地震、気象災害などへ対応するため、「高度防災都市化と安全安心の強化」というものが必要になっているというところでございます。

また、2点目、今後も国内外から多くの来街者が見込まれるというところで、「賑わい都市・新宿の創造」の推進が必要というところを示させてございます。

そういった中で、6ページの右側の骨子の部分をごらんいただきたいのですけれども、従前、「めざす都市の骨格の考え方」については、(1)から(3)の方針で示させていただいているところでございますが、見直しに当たりましては、新たに(4)「災害に強い高度な防災機能を備えた新宿を創っていく」というものを新たに追加しました。

また、(5)としまして、「世界とつながる国際都市“Shinjuku”を創っていく」というものを新たに追加してございます。

また、それぞれ点線の中に①から③、また①から②というようなところにつきましては、素案の中で、次年度策定する素案の中で示していきいたい内容を、案として今、示させていただいているところでございます。

また、この2-2のめざす都市の骨格の考え方を踏まえまして、2-3、将来の都市構造というところ

ころでございます。こちら黄色の部分、5ページの方向性の部分のところをごらんいただきたいのですが、将来の都市構造の構成、「心（しん）」「軸（じく）」「環（わ）」というもので構成していますが、こういったものは、「心」「軸」「環」については継承しつつ、都市基盤やまちの状況の変化を踏まえて、将来の都市構造の見直しというものが必要というところで、その先の矢印の部分のところ、まちづくりの進捗等を踏まえて、内容の更新を行いたい。また、将来の都市構造の「心」「軸」「環」の位置づけ、箇所づけというものを見直していきたくというふうに考えてございます。

6ページの右側の骨子の部分の赤字部分をごらんいただきたいのですが、それぞれ「心」「軸」「環」につきましては、防災、観光、賑わい等の新たな視点を加えたもので、位置づけというものを示していきたいというふうに考えているところです。

お聞きいただきまして、7ページの部分には、その将来の都市構造、「心」「軸」「環」の解説と申しますか、御紹介をさせていただいているところでございます。

例えば「心」につきましては、創造交流の心というものが定義されてございまして、新宿駅周辺というところが、その位置づけになっている。また「軸」につきましては、賑わい交流軸というところで明治通り。また、「環」につきましては、水とみどりの環というところで、神田川というところが位置づけられているのですが、こういったところをこの間のまちの状況の変化、進捗等を踏まえまして、来年度のこちらは素案の中で、こういったところの箇所づけを変更したりとか、そういったところを考えているところでございます。

お聞きいただきまして、9ページからが部門別まちづくり方針の見直しの骨子でございます。こちら、前回の変更点を中心に御説明させていただきますと、まず9ページ10ページにつきましては、前回を踏襲している形でございます。土地利用の方針というところでございます。

骨子の構成としましては、こういった見開きの1ページで、骨子を示しているところでございます。右側部分の骨子につきましては、赤字部分が新規に追加された項目、また、緑色の部分というのが、区民意向なんかで示されている課題に関係するところを緑色で示す。また、下線部につきましては、現行都市マスタープランから、さらに内容の更新をするというところを凡例で示させていただいております。

少しページを進んでいただいて、変更になったところを御紹介させていただきたいと思っております。

まず、部門別まちづくり方針ですと、21ページ22ページでございます。

こちらが、22ページの骨子の3-7-2の基本的な考え方というところをごらんいただきたいの

ですが、従前、(1)誰もが住みつづけられる住宅づくり、(2)誰もが自由に行動できる都市空間づくりという二つの方針と環境の方針が入っていきまして、今回、環境の部門を新たに新規で項目立てというところをごさいます、こちらにつきましましては、集約しまして、新たにユニバーサルデザインのまちづくりという方針、また(2)として、人々の交流を創出する都市空間づくりという方針に再編いたしましたところから、部門別まちづくり方針の名称を「誰もが豊かに暮らせるまちづくりの方針」という形にさせていただいたところをごさいます。

また、23ページ、24ページをごさいます、こちらが新たに新設するということで、「環境に配慮したまちづくりの方針」を示ささせていただきます。こちらは、24ページの3-8-2の基本的な考え方をごらんいただきたいのですけれども、(1)から(4)の4つの方針で、示していきたいというふうにごさいます。

ページをおめぐりいただいて、25ページ以降が各地域別まちづくり方針をごさいます。構成といたしましては、部門別まちづくり方針と同様に、見開きの1ページで、骨子というものを示させていただきます。

つくりといたしましては、左側部分に、この間のまちの状況の変化等を踏まえた見直しの視点、方向性というものを示させていただきます。また、右ページには、それを踏まえた新たな方針というところを示させていただきます。

こちらが四谷地域から始まりまして、27ページ、28ページは笹塚地域、29ページ、30ページは榎地域という形で続いていきまして、最後43ページ、44ページで、新宿駅周辺地域まちづくり方針という形で、構成してごさいます。

そして、ページをおめぐりいただいて、第Ⅱ部のまちづくり戦略プラン骨子案について御説明したいと考えてごさいます。

お開きいただきまして、45ページをごさいます。

こちらで、まちづくり戦略プランの構成というところを示させていただきます。

まちづくり戦略プランは、都市マスタープランで示す将来の都市像の実現に向けて、区内全域で、または地区で抱えるさまざまな課題に対して、区の現状や地区の特性などを踏まえた各主体の取り組みや方策を示します、としてごさいます。

そして1-1では、課題別戦略の構成について説明させていただきます。

また、(2)では重点課題の設定というところで、課題別戦略につきましましては、テーマとしまして、「新宿の高度防災都市化と安全安心の強化」、また、「賑わい都市・新宿の創造」ということを重点課題といたしまして、それぞれ重点的な取り組みというものを示していきたいと

いうふうを考えているところです。

また46ページには、そういったものを進めていく上でのまちづくりの主体とまちづくりの推進方策というところで、今後、こういったまちづくりを進めていくために、まちづくり主体である区民、また事業者、行政の役割というものを、まちづくり推進方策として示していくと、いうことを御説明させていただいてございます。

47ページは、もう一方のエリア戦略の構成についての概要を説明させていただいてございます。

エリア戦略は、エリアの課題を解決するということとともに、生活の利便性の向上、また来街者の増加など、まちの活性化、またその効果が周辺地域、またひいては区全域に波及していくことを目指して、策定したいというふうを考えてございます。

エリア戦略では、区民、事業者、行政が連携しまして、区のまちづくりを先導するエリアとして、まちづくり推進エリアを設定します。

まちづくり推進エリアごとに、今後は戦略を策定します。戦略では、エリアの特性を踏まえた重点的な取り組みと、まちづくりの主体となる区民、事業者、行政の役割を示していきたいというふうを考えてございます。

(2)で少し説明させていただいていますが、このまちづくり推進エリアというものは、今回見直します都市マスタープランの将来の都市構造を踏まえて、設定したいと考えてございます。

今年度策定する骨子につきましては、そのまちづくり推進エリアを設定するための考え方というものを示していきたいというふうと考えてございます。

次ページの48ページ、49ページが、こちら、まちづくり戦略プランについての全体構成をさせていただきます。左側、先ほど御説明しました都市マスタープランの見直しを踏まえまして、真ん中からオレンジの枠で囲わせていただいておりますが、まちづくり戦略プランというところの構成を説明してございます。

まず、大きな箱の課題別戦略でございます。こちら、課題別戦略では、めざす都市の骨格の考え方を実現するために、区全域を対象とした課題解決に向けた優先すべき取り組みについて示していくというところでございます。

まず、重点課題の1としまして、「新宿の高度防災都市化と安全安心の強化」、こちらは切迫する首都直下型地震や、増加しています局地的豪雨などの課題に対して、災害に強い、逃げないですむ安全なまちに向けて、取り組みを行っていくという考え方でございます。

こちら、戦略 a から c、こちらの三本立てで考えてございまして、戦略 a としましては、

「建物の安全安心の強化」、戦略bとしましては、少し面的な面で考えました「地域の防災性の強化」、また戦略cとしまして、「防災体制の強化」という、こちらの三本柱で構成してございます。

また、重点課題の2としましては、「賑わい都市・新宿の創造」というところでございまして、商業、業務、文化、居住などが集積する都市機能や都市環境を活かしながら、持続的に発展する新宿に向けて取り組みますというところでございまして、こちらも戦略dから戦略fで構成したいと考えてございます。

dとしまして、「国際観光都市の推進」、eとしまして、「愛着と誇りをもてるまちの拡充」、fとして、「持続的に発展する都市の推進」、また、もう一方のエリア戦略でございまして。こちらが、エリア戦略では、エリアの課題を解決するとともに、その効果が周辺地域や区全域に波及していくことを目指しまして、まちづくり推進エリアを設定するというところでございます。

その下段の黄色枠の部分につきまして、御説明したいと思います。

米印で少し注釈を書いておりますが、平成28年、今年度は、このエリア戦略に関しましては、骨子としまして、まちづくり推進エリアの設定についての考え方を示したいというふうに考えてございます。

その後、パブリックコメント等の区民の意見を踏まえまして、来年度、平成29年度にそのまちづくり推進エリアの設定というものを行いまして、そのエリアごとに戦略というものを示したいと考えてございます。

今年度のまちづくり推進エリアの考え方というところでございますが、紫の枠で御説明させていただきます。

まず、まちづくり推進エリアの対象としましては、「心」「軸」「環」に位置づけられている地域、またはその周辺地域を対象としたいというふうに考えています。その上でまちづくり推進エリアの考え方としましては、3点挙げさせていただきます。

1点目が、地域の魅力の向上や人の交流のネットワークが拡充するなど、周辺地域への相乗効果が期待できるという点でございます。

2点目としまして、まちづくり主体による地域の課題解決に向けた動向がある。また、3点目として、具体的な基盤整備や、まちの状況の変化と進捗があるというところでの考え方を整理してございます。

この部分を骨子としまして、次年度は、ここの考え方に合致するまちづくり推進エリアとい

うものを選定しまして、次年度、右側に示させていただいていますが、設定したまちづくり推進エリアごとに、その地域の課題を解決する戦略というものを策定したいというふうに考えているところでございます。

お聞きいただきまして、50ページからが、課題別戦略の骨子部分を示させていただきます。

構成としまして、重点課題1と2でそれぞれでございますが、同じつくりでございます。

まず、黄色の部分で、戦略の視点・方向性というものを示させていただいた上で、51ページからは、それぞれ三本柱で構成します戦略 a から戦略 c の骨子というものを示してございます。

まず、戦略 a、51ページでございますが、「建物の安全安心の強化」というところがございます。現状・課題、また、それから見えてきます戦略の考え方というものを示した上で、青枠の部分でございます。重点的な取り組みと推進方策というものを示してございます。

こちら、戦略 a に関しましては、①から③の重点的な取り組みというものを考えているところです。1点目が建物等の耐震化や落下物対策の強化、2点目が繁華街防災の強化、3点目が空き家等対策の推進というところでございます。

同様に52ページ、53ページというところで、戦略 b、戦略 c の骨子というものを示してございます。

つくりといたしましては、先ほど御説明しました戦略 a と同じような形で、それぞれの戦略につきましましては、重点的な取り組みというところで、こちら、それぞれ3つの重点的な取り組みというものを示していきたいというふうに考えてございます。

資料をおめくりいただきまして、54ページ以降が、重点課題の2の「賑わい都市・新宿の創造」の骨子でございます。

54ページでは戦略の視点・方向性というものを示した上で、55ページ以降で戦略 d、56ページで戦略 e、また57ページで戦略 f という形で示してございます。

こちら骨子としましては、同様な形で現状・課題、またそこから踏まえた戦略の考え方というものを示した上で、それぞれ重点的な取り組みというものを3つ示させていただいております。

お聞きいただきまして、58ページが第3章としまして、エリア戦略についての骨子でございます。

こちらは、先ほども御説明しましたが、骨子といたしましては、まちづくり推進エリアの設定というところで、まちづくり推進エリアの考え方というものを示してございます。こちら、先ほどご説明いたしましたが、まちづくり推進エリアの対象、また、まちづくり推進エリアの

考え方として、以下の3つの項目に適合するエリアというものを示してございます。

また、59ページには、参考に現行都市マスタープランで示します将来の都市構造図ということで、現行都市マスタープランの「心」「軸」「環」の都市構造図を御紹介させていただいてございます。

そして、最後に、ページをおめくりいただきまして、第Ⅲ部としまして、まちづくり長期計画のまとめというところまでございまして、60ページに、まちづくり長期計画のまとめというところまでございます。

こちら、一番最初のページの序章の目的等を踏まえまして、まちづくり長期計画に関することを示させていただいてございまして、61ページ、62ページが都市マスタープランとまちづくり戦略プランを全体的に網羅する形で、最後、まとめとしまして、示させていただいているところまでございます。

その以降のページ、おめくりいただくと資料編としまして、部門別、地域別まちづくり方針にかかわる概況というところで、各資料といたしまして、現行都市マスタープランからデータを、直近のデータに時点修正したものを参考として、資料として、それぞれ示させていただいているところまでございます。

こちらが、以上が、新宿区まちづくり長期計画の骨子案の説明でございます。説明につきましては、以上でございます。

○戸沼会長 どうもありがとうございました。

ただいまから御質問とか御意見をいただきたいと思いますが、随分大部で、これは、今、担当者から説明がありましたけれども、一つが都市マスの見直しの骨子案が一つと、それからまちづくり戦略骨子案と、それから3番目がまちづくり長期計画ということで、守りの計画、攻めの計画と、それから時間的な位置づけとか、ここのあたりは書いてありますが、これ全部…まず一部の都市マスの見直し骨子案について、御意見、御質問をいただいて、それから2、3というふうにしたいと思いますので、どうぞどなたからでも御発言ください。

どうぞ。

○川村委員 川村です。

今、骨子案を説明していただきまして、それで前回、何点か御要望させていただきましたような点、商業系の建物よりも、住宅地が増えてきた問題、そこら辺ですとか、あと、賑わいの都市づくりというところでは、各地のまちづくりの中心を担っていただいている商店街、ここら辺の問題、また、防災というところでは、耐震化等々のことも、要望というところに入れて

いただければということでありました。

あと、民泊の問題ですとか、地域バスの問題ということで5点ほど要望させていただいたのですけれども、この後の御説明になるのかもしれないのですけれども、意見とその対応についてということで、ここら辺も議論はしていただいて、素案のほうに、大体、そこで盛り込んでいこうというか、そこで議論していくということで、そういう形でしていただけるのかなというふうに受けとめました。

そして、御説明というところの中で、これ、ここらの質問なのですけれども、まちづくり推進エリアの設定というところで、28年度は考え方というか、そういう部分で議論して、29年度で具体的に設定していくというふうな御説明だったと思うのですけれども、現在の平成19年度策定の都市構造図ということで、参考でつけていただいているのですが、ここら辺は、新たに盛り込まれるようなところも踏まえて、大分、変わってくるのかなというふうには思うのですけれども、そこら辺の議論の進め方といいますか、そういったものの考え方について、今のところの考えを伺いたいと思います。

○まちづくり計画等担当副参事 今の御質問についてなのですけれども、まず将来の都市構造というところで行きますと、資料1の5ページ、6ページをごらんいただきたいと思います。まず今年度、こういった形で、骨子というところで、今後も区民意見等を踏まえて、もしかしたら、その対応というところになります。この部分が固まった後に、7ページであります。こういった骨子を踏まえて、将来の都市構造図というものを再構成したいというふうに考えてございます。

こちらにつきましては、次回、11月にまた検討部会がございまして、そちらの中でも素案策定に向けて、この新宿のあり方について御議論いただいたものも踏まえまして、次年度、この都市構造図というものを見直していきたいというふうに考えてございます。

そういったものを踏まえて、次年度はその見直した後の都市構造図から、その「心」「軸」「環」に位置づけられている地域等を対象にしながら、このまちづくり推進エリアの考え方に適合するようなエリアを設定していった上で、同時に戦略と、エリアごとの戦略というものを策定したいというふうに考えてございます。

○戸沼会長 何か御意見ありますか。こういう案がいいのではないかと案がありますか。

○川村委員 そこまでのものを持ち合わせていればいいのですけれども、きょうはなかなか、そこまでは持ち合わせていないのですが、逆に、今、会長がおっしゃったようなことで、何か意見があれば、随時会長なり事務局なりに。

○戸沼会長 事務局を通していただければ、私のほうに必ず来ますから。

○川村委員 では、そのようにさせていただければと思います。

あと、前回、同じく水害の問題についても触れさせていただきましたけれども、こちらの課題別戦略等々の中でも位置づけられておりましたので、そのように進めていただければと思います。

以上です。

○戸沼会長 ほかにどうぞ。中川委員。

○中川委員 今、事務局のほうからもございましたけれども、次回あたりから、少し検討部会のところでも自由な議論を、これまで不自由だったわけでは決してなくて、このマスタープランということもあるのだけれども、一つは暮らしやすさであるとか賑わいというのが一つのキーワードとして、今回もあります。

区民の視線から見た暮らしやすさの問題だとか、賑わいというのも、そこで御商売やられている方であるとかということからの賑わいであるとか、そういうものをいろいろと検討部会のメンバーのところ、自由に議論していったらどうだろうか。

そうすると、この都市構造図あたり、実は、こうやって見ると抜け落ちているところだとか、ここら辺はもう少し考えたほうがいいかなというようなところも出てくるのではないかなということで、ちょうどパブリックコメントにかけている間に、我々検討部会のほうでも議論を進めていったらどうだろうかというふうに考えているところです。

○戸沼会長 ほかにどうぞ、何なりとおっしゃってください。どうぞ。

○かわの委員 かわのです。

ずっと今、説明していただいたり、あるいは順にいただいた資料を見たりして、あれだったのですけれども、私の思いとすれば、もちろん言葉にこだわるわけではないのですけれども、例えば「人にやさしい」というまちづくりの方針が「誰もが豊かに暮らせる」というのは、ちょっと人にやさしいと違うんじゃないかなというふうに思いますし、そのことは同じように、いわゆる新宿というのは、土地利用のうちの6割が住居系であって、そこは、私は将来的にも大事にしていくということが必要だと思うし、そういう意味からすると、例えばこれも言葉ですけれども、住み続けられるという、そういうまちをどうつくっていくか。あるいは、そこに向けてどうしていくかということ。

確かにこのところ、新宿は人口が増えているし、2035年ごろまで増えるということだから、余り住み続けられるということが、10年、20年前ほど緊急の課題ではないのかもしれないけど

でも、でもやはり、そこをきちっと、この10年間の都市マスターの中にも、住み続けられるという、そういう視点をもっと言葉の上からも、きちっと示しておく必要があるのではないかと、いうことをちょっと思いますし、全体として、賑わいというのか、そういう方向も、住む人というよりも、どちらかという、外から入ってきたりという人が、少し重きが置かれているのではないかなというふうに、今の説明を含めて全体で感じるのです。

だからそういう意味では、もちろんそれは、その人たちも大事にしなきゃいけないのだけれども、やはり住んでいる人にやさしい、あるいは住み続けられる、そういうところを、もっともっと前に出してもいいかなというふうに、私はこのことを感じたのは、一つです。

とりあえずそこで何かコメントか。

○戸沼会長 今の説明のあれで、新宿区の人口推計の資料、ありますか。ほかの区は軒並みに20年、30年、減っちゃうのです。新宿だけが幸いにして伸びているというデータなのだけど、人口データ、ありましたかね。入っていましたか、どこかに。

○まちづくり計画等担当副参事 骨子の中には、人口データというのはついてございません。

○戸沼会長 それはどこかでやらなきゃいけないよね。人口推計で、10年先、人数こうなるとかならないとか。なかったですか。まず人口がどうなるかというのは、骨子で。でも中心に見るところ、何かありましたか。

○まちづくり計画等担当副参事 失礼しました。7月20日の時点で、諮問させていただいたときに、こちら、都市マスタープランの実績報告書というものを配付させていただきまして、その中に、人口の推計というものを示させていただいてございます。

○戸沼会長 きょうのにはないですね。

○まちづくり計画等担当副参事 今回の骨子の中には入ってございません。

○戸沼会長 いずれにしても、それはつけて出さなきゃいけないということですね。

住み続けられるかどうか、どういう人が住むかということも含めて、大いに問題だと思いますから。

ほかにどう……どうぞ。

○まちづくり計画等担当副参事 先ほどの委員の住み続けられるというところでございます。

こちらが、現行の都市マスタープラン、参照していただきたいのですけれども、17ページのところでございまして、こちら17ページには「めざす都市の骨格」というところで、3-1で将来の都市構造、こちらは、継承していくというところでございまして、ここの「暮らしと賑わいの交流創造都市」の下のところにも、「新宿に住みたいと願う人が安全に安心して生活でき、

住み続けられるまち」というふうには、大前提として、将来の都市像の中で示させてございまして、こういったものを当然、今回の見直しの中でも継承していくというふうに考えているところです。

○中川委員 非常に重要な御指摘いただきまして、ありがとうございます。

住み続けられるまちというのも一つなのですが、もう一つは、住み続けたいと思うといいですか。住み続けられるというと、こういうものだったら、住み続けられるでしょう。そうではなくて、そこで生活している人たちなんかから、「住み続けたいよね」と思うような、そういう案って一体どういうものなのだろうかというのを、できれば検討部会でも、もう一度見直して、そうすると、その住み続けられるまちというのが、より現実味といったら、これも言葉、ちょっとあれで、さらに一歩進んで、みんなが楽しく暮らしやすく住んでいく。

言葉的なところのわずかなニュアンスの差なんですけれども、住み続けたいと思うようなまちって、一体どんなまちだろうかなということ、一度、今の機会に振り返ってみるのがいいのかなというふうに、私なんかは思っているところです。

○かわの委員 ぜひそれらも含めていって、ちょっとあれですけども、今後の中でも、また意見も述べたいし、部会のほうでもぜひ議論を進めてほしいというふうに思います。それを受けて、事務局のほうもしっかり対応してほしいということを申し上げておきます。

それから、もう1点は、これは前回でも言いましたし、一応骨子の中にも22ページですか、3-7のところ、ユニバーサルデザインのまちづくりということで入っていますけれども、私はこの前も言ったけれども、このユニバーサルデザインのまちづくりというのは、本当は、都市マスタープランというよりも、新宿区の基本計画というのか、一番もとのところの一歩に入るぐらいにしてほしいなと思うのですけれども、せめてこの都市マスタープランの中の、例えば表紙とか、目次を見たときに、ぜひユニバーサルデザインという文字が、この目次の中に入るぐらいな形で、そこを受けて、1項目ではなくて、いろいろなところで、例えばここで言われているように、災害に強いというまちづくりも、あるいは高度防災都市というものもそうだし、外国人が来る2020年の問題なんかも含めたときに、これらは全てユニバーサルデザインのまちづくりということが欠かせないというふうに思いますので、この前も言いましたけれども、もっとユニバーサルデザインを、上に、首一つぐらい出してほしいなというふうに、私は思うのですけれども、いかがでしょうか。あるいはどういう議論があったのか、その辺も。

○戸沼会長 倉田委員からもコメントがもらいたいですね。ウォークブルシティとか、そういうのが、ちょっとノーマリ……それとつながるので。何かちょっとコメントしてもらおうと。

○倉田委員 私もこのユニバーサルデザインというのは、非常に大事なキーワードだというふうに思っております、まだ若干、今のマスタープランの中では、バリアフリーという概念に近いところで、このユニバーサルデザインがまだ扱われているようで、やはりそういう意味では、もう少し、今、**かわの委員**から御指摘があったように、かなり本当に暮らしの全てでもありますし、それから全ての人にということを考えると、これは、それこそ外国人も含めて、高齢者からということですから、そういう意味ではもう少し上位の概念として、扱ってもいいのかなと。

逆に言うと、ユニバーサルデザインをどういうふうに捉えているかということ自体が、新宿区のこの都市マスに対する姿勢を象徴するようなところにもなるのではないかなというふうに思っています。

○戸沼会長 ありがとうございます。

ほかにどうぞ御意見なり御質問がありましたら。

○星委員 防災の点とか、国際的に人口の流入ということについては、大いに課題が指摘されており、ありがたいと思うのですが、国際都市“Shinjuku”の提案というところが大きなテーマにあると思うのですが、それにしても、それにしても、新宿区の文化施設とか、そういったところの文化環境については、これをつくりますよとか、こういうものがないので、提案しようというようなのが、新宿はほかの区の文化施設に比べて、自慢できるところがどこにあるのか。本当に国際都市“Shinjuku”というのであれば、そういったものの提案が、もうちょっと予算的措置含めて必要になるのではないかなというふうに思うのですが、これは私の意見ですので、いかがでしょうかということなのですが。

○戸沼会長 意見を言ってもらったほうがいいと思います。どうですか。副参事には答えられないね。予算をつけなさいという。どうですか。

○星委員 例えば大学間とか、新宿にも私立高校はいっぱいあるわけですよ。そこら辺との交流とか、そういうところからしたら、地域の活性化みたいなものも、全くうたわれていないのだけれども、そういった文化的な底力のアップみたいな部分というのは、もう少ししないと、ほかの区に負けるのではないかなと危惧しますけど。

○戸沼会長 私は、大学は早稲田なんですけれども、今、留学生が4,000人いるんです。だから、だんだん、日本人より多くなってきているのです。だから、国際都市そのものなので、あいうのも、大学の活用なんていうのは大いにいいかもしれませんね。工学院もあるし、みんな国際化だから、その項目をどこかに入れるのは、確かにいいかもしれませんね。

どうぞ、部長から。

○都市計画部長 都市計画部長でございます。

国際化、国際都市のことでございますけれども、この事務局案の資料1にございますけれども、55ページのあたりでも、今後、戦略dの中で、そういったことについても、記載していくことにもなると思いますので、そういった中で、十分、内容については検討させていただきたいというふうに思っています。

○戸沼会長 ほかに、どうぞ。

○まちづくり計画等担当副参事 今の歴史文化というところは、今、同時に策定する総合計画の基本計画の部分とも調整が必要というところもありますが、もう1点、各地域別まちづくり方針にも、例えば38ページのところをごらんいただきたいのですが、右側の38ページの一番下の5)都市アメニティの③のような形で、各地域別まちづくり方針のところでもこういった歴史的、文化的資源を生かしたまちづくりというものは、示させていただいているというところもございます。

○戸沼会長 その程度でいいですか。何か御意見、ちょっとこっちがあおっているようで申しわけない。

ほかにどうぞ。大崎委員、どうぞ。

○大崎委員 大崎でございます。

都市マスタープランの見直しについて、大変、私も勉強してきたのですが、本を送っていただきまして、このたび、都市マスタープランの見直しですが、土地利用の方針において、高田馬場駅、四ツ谷駅、神楽坂駅の3駅に加えて、飯田橋駅、大久保駅、新大久保駅、信濃町駅の4駅が加わったようでございますね。

主要駅と周辺のまちづくりは、東京都の東京グランドデザインにおいて、認識されているわけでございますが、新宿区全体の中で、各主要駅周辺地域の役割分担をはっきりさせ、ネットワークをさせるべきではないかと思うわけでございます。

そういう意味において、例えば飯田橋周辺はJRと地下鉄、御存じのとおり大変、大江戸線、千代田線、南北線、東西線の5路線が乗り入れる交通の最重要な場所なんです。

そういうところで、新宿全体でも東の玄関口はすごくどんどん発達しておりますが、逆に言うと、都心と副都心をつなぐ大事な位置にあるにもかかわらず千代田区、文京区側では開発が進んで、すごく進んでいるわけです。しかも、ポテンシャルを高く評価されているわけでございますが、また神楽坂エリアにも隣接しており、都心勤務外国人等が、これは大体フランス人

が多いのです、我々が住んでいるところは。

そういう意味において、昔からフランス人の方々が住んで、しかもフランス学校とかフランス幼稚園もあったわけなのですが、今なくなっちゃったのですが、今、それでもフランス人が結構うちの周辺多いのです。

なぜかという、うちの貸しているパン屋さん、これ、有名なのですが、そこへほとんどの方が、フランス人が買いに来るわけです。そういう意味において、また、昔からそういうことで評価されているのです、すごく、我々牛込は。そういう意味において、病院や大学など国際性を生かせる、大変すばらしいところだと思っているわけです。

そういう中で、今回加わった駅の中でも飯田橋駅は、しかも特性を生かし、直接3駅、新宿駅、高田馬場、四ツ谷駅の役割分担が必要と考えられますが、飯田橋駅周辺地域は、業務、商業、住居、サービス系の高度利用を進めて、新宿全体を活性化する拠点といつも思っているわけです。

その意味において、今までは新宿区の東の拠点でありながら、認識されないために大変整備が遅れているわけです。

そういう意味において、JR飯田橋駅の改修は、千代田区のほうに出入り口が移設されるようになっているわけです、実際に。そういうようなことで、不便にされているわけです。放射2号線の整備も道路だけではなく、計画性に欠けていると思うわけでございます。

駅が我々のほうではなく、千代田区のほうへ出入り口をつくるような結果になっているわけです、実際。吉住さん、わかると思います。

そういうことで、大変我々も、どうしてそこまで千代田区のほうを重点にされちゃうのだという地域住民の方が、我々に結構そういうことを言われるのです。

そういう意味において、あえて今、私は、このお話をしているのですが、今回、新たに位置づけされた駅の中、飯田橋駅周辺の更新は特に重視すべきではないか。都市マスタープランにおいて、よりそれを明確に位置づけされればと思うわけでございます。

新宿副都心と東京駅周辺を補充する国際ビジネスサブセンター飯田橋などの表現が大変必要だと、私は思っているわけでございます。

これは、私も余りこういうことをふだん申しわけないですが、こっち来ていろいろ地域のことを、このほうがいいんじゃないか、いろいろ教わりながら、専門家に聞いたり何かしまして、そういう地域の住民の声を、要するに委員も知っていると思うけれども、そういう意味において、あえて飯田橋というのは一番遅れているのだということで、そういう見直しも、ちょうど

これから筆筒地域のほうの見直しということも書いてありますが、あえてそれを質問したわけ
でございます。

ちょっとしゃべり方があれですが。

○**戸沼会長** いやいや、ありがとうございました。

事務局から、どうぞ。

○**景観・まちづくり課長** 私のほうから、飯田橋駅周辺のまちづくりについて、まず簡単に御
説明したいと思います。

今、**大崎委員**からお話がありましたように、飯田橋の駅のホームの移設ですとか、周辺の五
叉路、歩道橋等の問題が抱えているという実情がございます。

また、近年では、大久保通りが、現況のないところに都市計画道路ができて、まちが分断さ
れている問題ですとか、あと、大規模な敷地等におきまして、開発の計画、動きがある。老朽
化した建物等が密集しているところがあるなどのいろいろな課題を抱えてございます。

そういった中で新宿のまちづくりとしまして、現在、地域の自治会長さん含めて話し合いを
スタートさせてございまして、今年度中には、地域一体でまちづくり協議会を立ち上げて、地
域の話し合いをスタートさせるつもりで、今、動いてございます。

大崎委員からも話がありましたように、あそこの商業の問題ですとか、あるいは北のほうの
新小川町のほうに行きますと、住宅地としての問題等もございますので、そういったものを十
分、皆さんの意見を聞いて、話し合いを進めながら、どういったまちがいいのかというのを、
きちんと整理して、まちづくり構想なりガイドラインなり等でまとめていきたいというふうに
考えてございます。

○**まちづくり計画等担当副参事** 今、景観・まちづくり課長からもお話しあったとおり、都市
マスタープランに関しましては、今、言ったようなそういったまちの動きとか、そういったと
ころを捉えまして、先ほど御説明しました将来の都市構造図とかの見直しを考えていたり、
また、戦略につきましてはエリア戦略、そういった動きを捉えて、まちづくり推進エリアの設
定というものも考えていきたいというふうに考えています。

○**吉住委員** すみません。**大崎委員**が発言されたので、私も。

先ほど**大崎委員**がお話しされたとおり、立ちおくられている部分があるなど。先ほど大久保通
りで、まちが分断されるようなお話も出ていましたが、実は、その用途地域の変更について
は、まだ終えていないわけで、今度、逆に言うと、道づくりのほうが先に行ってしまったので、
用途地域の変更はなかなかやりづらいというような問題が、というか既に建物が、ある程度更

新されているような部分もあって、まちづくりという点では若干どうだったのかなというように思いも、私自身も持っております。

あと、問題といたしまして、私、常々感じますのは、あそこは五叉路のちょうど千代田区、文京区、新宿区の区境ということで、要は、非常に五叉路の交差点のところの歩道橋を更新しようというようなお話も、なかなか3区が一体しないと、東京都も含めてなかなか動かないというようなことが、実際、いろいろお話し合い、私も参加させていただいたりはするのですが、そのようなことを感じております。

この飯田橋駅というのは、先ほど大崎委員もおっしゃったように、本当に言うなれば非常に中心的な駅にもかかわらず、区境であるがゆえに、なかなかうまく進まないような部分もあるのではないかなというふうに考えております。

しかし、これは区境というのは、勝手に行政が引いた線でありまして、住んでいる都民とか区民には関係のないことなのだろうというふうに思います。この辺、しっかり区境ということではなくて、都民目線というか、区民目線で、しっかりまちづくりというのは進めていくべきなのではないかなというふうに思うのですが、その辺の記載というのは、なかなか難しいのかもわかりませんが、この辺の御見解はいかがなものなのでしょうか。

○まちづくり計画等担当副参事 今の委員の御指摘なんですけれども、先ほどの資料、骨子案の27ページ、28ページをごらんいただきたいと思います。

こちらが、笹塚地域のまちづくり方針というところで、見直しの視点・方向性の1番に飯田橋駅周辺というところを示させてございます。

そして、こういった見直しの視点とか方向性を踏まえまして、28ページの4-2-3方針の(1)の③のところ、新たに飯田橋駅周辺というところで、都市の骨格に関するまちづくりの方針としまして、住宅と業務が調和した新しい魅力を周辺につなげるという方向性を示させてございます。

また、こういった骨子を踏まえて、来年度、素案の中で、より詳細な方針というものを示していきたいというふうには考えてございます。

○吉住委員 ありがとうございます。

先ほど、あと、千代田区と、例えば駅舎の出口の話も、あれは仮の出口があそこにできているということで、将来的には、また元のというか、新宿区側にも不便のないような形で出入り口ができるものというふうに、私、聞いておりますけれども、やはりしっかり各区と連携をとりながら、神楽坂というのは、逆にいえば新宿区ではありますけれども、千代田区や文京区の

人にとっても、大変な地域的な資源なのだろうというふうに思いますので、しっかり連携をとってやっていただければというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○戸沼会長 ほかにどうぞ、別の話題でも。どうぞ。

○加藤委員 加藤です。

ちょっと地域が狭いかもしれませんが、早稲田大学の前に、早大通りという立派な通りがあるのですが、これが大変いい通りで、ある大学の先生がたまたまうちの会社へお見えになって、パリのシャンゼリゼよりいい通りだなという、私はパリを知りませんが、そうおっしゃったので、何か自信が出たのですが、全く機能していないのです。

さびれるばかりで、私の会社もそのすばらしい通りの前にあるのですが、利用しようには、いい方法がいっぱいあると思うのですが、何か考えられないかなというのの一つ。

今度、漱石山房、漱石山房ができますので、漱石山房に行く人たちの利便性を考えたら、神楽坂と早稲田と地下鉄、神楽坂と地下鉄早稲田とそれからバスと3つあるのですが、我々年寄りになりますと、大変厳しいというか難しい。

漱石山房の前をバスが通れるような方法ができないものかなというふうに考えて、産業振興課、観光振興課にも申し上げたのですが、その辺も考えていただければ。大変すばらしい場所で舗道が非常に広いので、舗道は自由に車が1台通れるような舗道になっておりますので、パリに負けないようなまちの一つ何かできないかなと、そういうことでございます。

○まちづくり計画等担当副参事 今の委員の御意見につきまして、まず例えば、そういった道路環境の話でいきますと、12ページをごらんいただきたいのですが、都市交通整備の方針というところで(3)に、歩きたくなる歩行者空間の充実という方針もございましたり、また、一方で、より詳細な地域別まちづくり方針でいきますと、30ページのところでございますが、榎地域のまちづくり方針の30ページの4-3-3の方針の(1)のところにも「漱石山房」記念館等を観光資源として活用したまちづくりの推進というものを、方向性として示してございますので、より具体なところは、またそういった方向性を踏まえて、素案の中で示していくことを検討したいというふうに思っています。

○小田桐委員 小田桐と申します。

金曜日、何日か前に盛岡へ行ってきました。盛岡も結構文化のまちで、いろいろな有名な人がいっぱいいらっしゃいますけれども、あそこは『でんでんむし』というバスが走っていて、いろいろな名所を回るようになっていまして、1回100円なのです。どこで乗っても降りて

も100円で、大体1回回るのが40分ぐらいなんですけれども、バスは小さいのですけれども、15分おきに来ますので、ちょっと待っていればまた次が来る。右回りと左回りがあって、すごく便利だなと思ひまして、例えばうちのほうだと、三栄町の歴史博物館とか漱石山房も出ましたけれども、年寄りには地下鉄から上がってくるとか、なかなか大変なので、高齢者が増えるから、そういう安くて便利な小さなバスが、病院とか回って歩いてくれば、望ましいと思うのだけれども、その辺はどうでしょうか。

○戸沼会長 いかがですか。盛岡のバスは私も何度か乗りましたが、非常に便利で、私どもには。新宿WEバスは、そういうことはやらないのですよね。

○まちづくり計画等担当副参事 今のところはそういった形では。

現時点で、12ページの都市交通の整備というところで、人にやさしい公共交通への改善というところで、鉄道やバスの利便性向上の促進というところは示してございますが、こういった方向性を踏まえて、次年度、どういったところまで具体的に示せるかは、今後の区の施策のあり方とか、そういったものも踏まえながら、考えていきたいというふうに思っております。

○中川委員 新宿のところでも、盛岡であるとか金沢なんかでも、いろいろなまちで、いわゆるコミバスといひますか、コミュニティバスというものは運行されてい、たしか新宿のところでも、ああいうバスの、採算を考へるのかどうかということがあるかと思ひのですが、採算を考へた場合には、おおむねこの地域ぐらいだといひのは、かなり前に報告書が出ていひます。

そういう中において、今、高田馬場から社会福祉総合病院でしょうか、あちらのほうに回る循環のバスがあったり、もう一つの候補地は、四谷のほうだったか飯田橋のあたりだったか、そこら辺、その2ルートであれば、まだ可能性があるだろうといひ。

ただ、そのころからいろいろな状況が変わってきていひますので、そういうコミュニティバスの導入の可能性があるとこゝろといひのは、それ以外にも幾つかあるかなと。高田馬場のところではいひますと、我々のところでは提案したのは8の字ルートでコミュニティバスが出せないだろうかといひような検討なんかもされましたが、恐らく都市マスのところといひことだけでなく、新宿区の今後の交通ネットワーク、それからそれは自転車の問題であるとか、そういうようなものも含めて、どうあればいいのかといひことの検討は、恐らく今後とも継続的にされていくのかなといひふうには思ひていひますが、ただ、なかなか採算のとこゝろで合わなかつたり、ある自治体では、自治体の負担が7,000万を超えてもうすぐ1億になるといひような、要はワンコイン、ワンコインって100円といひ意味ですが、100円で動かしたときに、東京あたりでいひ

ばいいのですけれども、地方自治体の場合はかなり大赤字で、大赤字といえば怒られますが、行政側の負担というものも増えてくる。

そこら辺も踏まえながら、より歩きやすい、自動車等、自家用車等から、いわゆる公共交通のほうに転換してもらえる方策ということ、今後ともいろいろと模索はされていくと思いますので、そのことに関しては、この都市マスのところで、どこまで書いていけるかということ、また検討部会のところで検討させていただければというふうに思います。

○戸沼会長 今、年寄り、ただじゃないけれども、バスの非常に割引の券があって、あれをうまく活用すると、3つや4つのこういうルートを持たせていけるという、むしろそういうルートをつくったら、つくっちゃったほうが早いのではないですか、まずは。それは余計なことですが、そのほかにどうぞ、何か。どうぞ。

○かわの委員 今、交通の話がずっと出ていますけれども、この都市マスタープランの中でいえば、いわゆる前々からよく言われているし、あれですけれども、都電の荒川線のあれの延伸というのは、あれは早稲田駅でいいのかもしれないし、いいという人もいるだろうけれども、やはり終点がもうちょっと乗換駅ということがある。それは全然議論も、特に載っていないですよね、ここには。都電の延伸というのは、人によっては、高田馬場へ持ってこいという人もいるし、あるいは江戸川橋なら割といいかなという人もいるけれども、その辺は10年プランの中では何か検討したけれども、入れなかったのか。その辺はどうなのですか。交通の話が出たときに。

○戸沼会長 都電はどうですか。

○かわの委員 さっきの早大通りの活用みたいなことも、あるいはそこで。

○戸沼会長 都電をやめろという議論は全然出ていませんね。今は大事にしようという。

○加藤委員 池袋も決定したみたいですからね。

○まちづくり計画等担当副参事 現行の都市マスタープランでいきますと、戸塚地域のまちづくり方針の中に、都電を生かしたまちづくりを検討していきますという方針がございまして、そういったものを踏まえまして、今回の見直しの中でも、それを引き続き継承するということで、36ページでございまして、都電を生かしたまちづくりの検討という方向性は、今回の見直し骨子の中でも引き続き継承してございます。

○戸沼会長 議長役として言うと、時間が少しタイトなので、御注文を一つ二つしていただいて、次の話題に行きたいので、**遠藤委員**、今の議論で何かコメントがあったら言ってください。

○遠藤委員 また、いろいろ細かい部分に関しては、部会もまだありますので、そちらのほう

で、またいろいろ御意見というか、また議論していきたいと思います。

きょう、骨子が出てくる中で、かなり全体が、複雑さがまだ抜け切れていないなという部分があるかなと思うのですけれども、我々がきちんと議論しなきゃいけないところだと思うんです。

特に都市マスの骨子とまちづくり戦略プランとあって、さらに、その上にまちづくり長期計画というのがあるのだけれども、長期計画という束ね方をすることによって、まちづくり戦略プランにはない何を一体位置づけていくというか、実現させていくのかという部分を、多分我々が部会の中で、もう少し明確にしていかなければいけないのかなというのを、今、反省の念を持ちながら聞いておりました。

以上です。

○戸沼会長 その辺、あと何か一つ二つありましたら、どうぞ。

○豊島委員 1点だけ。今の話で、関連で、目次の下に都市マスタープランは新宿区総合計画の一部を構成しますという断り書きがあって、しかも全体の構造図も描いてあるのですけれども、2ページですか。

この間、私は傍聴していなかったのですが、基本構想審議会の中で、それはここで言う話じゃないかもしれないのですけれども、基本構想審議会の中で住宅や住環境に関する記述が少ないというような指摘があったらしいのです。

だけど、全体の構想からすると住宅や住環境に関することというのは、都市マスで、しかもこの基本方針の中にも入ってきて、さらにブレイクダウンすれば、住マスもあるわけで、構造としてはしっかりあるわけなのですが、今、**遠藤委員**が御指摘いただいた、全体の構造が非常に複雑になってきて、議論される方も、全体像をイメージしにくいというところがあるのかなと。

特にブレイクダウンすればするほど、まちづくり戦略プランは、私はこれなんか見るともう既に実行計画のイメージがつくぐらい、非常に洗練されてきているなど感じるのですが、逆に、ランドデザインになればなるほど、全体の構造というのが、わかりにくくなってきているのかなとちょっと感じる部分があって、特に新しい総合計画の全体像からすると、それぞれどういう位置づけになっているのかとか、私、都市マスは、基本はハードに関連したもので、ソフトはハードを支える仕組みとしてのソフトというところでのつながりだと思うのですけれども、でもやはりソフトの重要性が大きくなってくるので、ますます基本計画との境がわからなくなってくるというか、そのあたりを新しい総合計画の中で、きれいに整理できるかどうか

はあれですけれども、そのあたり、連携をとって、整理していただければと思います。

○戸沼会長 政策部長がお見えになっているので、全体にかかわるので、コメントしていただきましょう。

○総合政策部長 総合政策部長でございます。

基本計画と都市マスタープランとの整合性といいますか、見せ方ということになるのかとも思いますけれども、もともとは、それぞれ独立していたものなのですけれども、両者を合わせることによって、区の全体像が見えやすくなるのではないかというようなことで、10年前から総合計画という名のもとで、基本計画の部分と都市マスの部分と一緒にやってきたというところになっています。

ただ、今の御議論は、それを少しやっていったところ、両方が同じようなことを少し言い出しているような部分があるので、そこをうまく仕分けするか、あるいは同じようなことをきちんと、それぞれの場面で書き込んでいくかということをしておかないと、足りなかったり、書き過ぎちゃったりというようなところがあるかと思いますので、都市計画の部門と私どもの総合政策の部門で、もうちょっといろいろ調整させていただきながら、最終的には総合計画としてうまくいき、なおかつ、今回新しく入ってきたまちづくり長期計画との整合性なども、うまくできるような工夫をしていかなければいけないのかなというふうに感じているところでございます。

○戸沼会長 それでは遠藤委員、よく見張っていて、その辺。

それで、ちょっと時間が、次の話題に入らないと、時間がだめなので、次の話題に行きましようか。

きょうは、骨子はこれで、あと、さらに勉強してくださいというのが御注文だと思います。

~~~~~

日程第2

報告案件

東京都市計画地区計画神宮外苑地区地区計画の変更について（東京都決定）

~~~~~

○戸沼会長 では、次の日程に入っていきたいと思います。

○事務局（石井主査） 事務局です。

日程第2、報告案件になります。

東京都市計画地区計画神宮外苑地区地区計画の変更について（東京都決定）になります。本

日は、地区計画の変更について事前に報告させていただくものです。今後、東京都から意見照会がございますので、区の意見を提出するに当たりまして、当審議会で御審議いただくこととなります。

内容のほうにつきましては、景観・まちづくり課長より御説明いたします。よろしくお願いたします。

○景観・まちづくり課長 景観・まちづくり課長、中山です。よろしくお願いいたします。

それでは、神宮外苑地区地区計画の変更について報告させていただきます。

まず趣旨になります。

神宮外苑地区では、土地利用転換を図りながら、段階的に開発を行っていくため、平成25年6月に東京都市計画神宮外苑地区地区計画（東京都決定）が都市計画決定されてございます。

今般、民間活力を活用したまちづくりと一体となった広場等を整備するとともに、賑わい・交流のまちづくりを推進するため、平成28年8月8日付で宗教法人明治神宮及び三井不動産株式会社より、地区計画の企画提案書が提出されてございます。

現在、東京都において、地区計画の変更に関する都市計画の手続が始まっているところでございます。

2番目、地区計画の経緯になります。

先ほど言いましたように平成25年6月17日に、まず第1回目の都市計画決定、地区計画の決定が行われております。

その後、平成28年10月3日、都市計画の変更が行われてございます。これはA-3、A-4、A-5地区というもので、当審議会におきましても、本年5月、また7月に御報告させていただきました日本体育協会・日本オリンピック委員会の建物並びに外苑ハウスの建物の開発に伴った地区計画の変更でございます。

3番目、神宮外苑地区地区計画の変更に関する都市計画原案の概要でございます。お手元にあります資料1、A3の横の資料をごらんください。1枚おめくりいただきまして左上のほうが、神宮外苑地区の現状でございます。

この図の中で黒い一点鎖線で囲われた区域が現在、地区計画がかかっている部分でございます。

下の図をごらんください。地図になります。緑の一点鎖線の部分が地区計画の区域でございます。

今回変更させていただきますのは、赤く色で塗られた区域になってございます。右側の図を

ごらんください。今回報告させていただきますA-6地区を拡大した区域になってございます。南側に新国立競技場の敷地がありまして、道路を挟んだ北側にA-6地区の敷地がございます。

1枚おめくりください。左側に今回の地区計画に伴います地区施設の配置及び規模が載せてございます。下のほうに配置がございます。今回の整備に伴いまして、北側、首都高側に緑地帯を設けます。また、東側に広場6号、南側、区道に沿って、歩道状空地7号と8号を整備する予定となっております。

それぞれの幅員、延長等につきましては、上の表に記載のとおりです。

また、右側、建築物等に関する事項につきましては、こちらに記載のとおりとなっております。

A-6地区は2つに分かれてございまして、A-6-a地区、A-6-b地区となっております。A-6-a地区が、東側で広場となる部分です。またA-6-b地区のほうで、今回、建物が建設される部分となっております。建築物の容積率の最高限度としましては、10分の35、つまり35%、敷地面積の最低限度が1,000㎡、壁面の位置の制限等がございまして、建築物等の高さの最高限度につきましては、50mというのが、A-6-b地区の建築物に関する制限となっております。

もう1枚おめくりください。

具体的な建物の計画でございまして、左下のほうに整備イメージがございまして、先ほど説明しました広場や歩道状空地のイメージ図となっております。また、右のほうを見ていただきまして、右上、計画建物の概要でございまして、建物名称が（仮称）神宮外苑ホテル、事業者が、先ほど言いました宗教法人明治神宮と三井不動産株式会社でございまして。

また、建築面積等につきましては、ここに記載のとおりです。主要用途がホテルとなっております。低層部にレストランが入る計画です。

建物の高さ、階数につきましては、高さ50m、地上13階建て、駐車場台数が約50台となっております。

整備スケジュールにつきましては、平成30年1月ごろに着工、31年夏ごろに竣工する予定で、下にイメージパースを載せてございます。

すみません。最初のA4の1枚目のほうにお戻りください。

4番目、今後のスケジュール（予定）でございまして、28年11月上旬、東京都から区のほうに、意見照会が来る予定でございまして。11月8日には、新宿区景観まちづくり審議会にて報告を行う予定です。また12月上旬に、都市計画法第17条に基づく手続き、説明会や縦覧、意見書の受

け付け等が行われます。これは東京都のほうが行う予定です。

また、同じく12月上旬に、新宿区都市計画審議会のこの場におきまして、東京都からの意見照会について審議していただく予定でございます。

その後、平成29年、来年2月ごろに、東京都都市計画審議会が開かれまして、恐らく3月ぐらゐに都市計画決定、告示がされ、30年1月ごろ着工、31年夏ごろに竣工の予定でございます。

最後に、配付資料になります。資料1につきましては、先ほど説明しましたA3になってございます。

また、資料2としまして、A4の横でホチキスどめがございます。こちら、都市計画の図書になってございまして、1ページ目から8ページ目までが、今回の変更を盛り込んだ地区計画の図書でございます。また、9ページ以降が、今回、変更となります部分がわかる新旧対照表となっております。

内容につきましては、先ほど概要で説明しましたとおりでございます。

甚だ簡単ではございますが、以上で説明のほうは終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

○戸沼会長 何か御質問等がございましたらお願いします。どうぞ。

○川村委員 川村です。

先日、地権者の方の説明会がありまして、傍聴もさせていただきましたところ、計画そのものへの反対とか、そういうことではなくて、宿泊施設の戸数といたらあれですけども、どれぐらいの方が使用されるのかとか、駐車場はどうなっているのかとか、そういう内容についての御質問が多かったのかなというふうに思いました。

これから地権者の方以外への説明会みたいなどころになってくるとは思うのですが、そういう段階ではありますので、地元の方からの御意見ですとか、そういうことは、もしあればどういったものがあるのかということと、あと、この間話題にもなっていました小学校への日影の問題、四谷第六小学校の。これ、朝方、若干、影響があるけれども、それ以外は、というところで、そういう説明も伺っているのですけれども、そこら辺での御意見などがもし出ていけば、あわせてお伺いしたい。

○景観・まちづくり課長 まず1点目です。地元からの意見ということでございますが、この地区内で、この間、権利者の説明会が行われましたけれども、地区内に居住の方というのが、基本的に外苑ハウスにお住まいの方がほとんどになりまして、その方々の意見としては、委員がお聞きになったようなものぐらゐを聞いているところでございます。それ以外に特段、地元

からというのは、ないと聞いてございます。

また、もう1点、2点目になりますが、北側、首都高とJRを挟んだ反対側に小学校がございます。こちらへの影響についてなんですけれども、先ほど言いました企画提案書、事業者から出されています企画提案書を見ますと、日影につきましては、コの字になっている校舎の南側部分に一部若干、かかるものでございますが、かかっても、1日のうち1時間以内の日影であるということと、あとコの字の真ん中の部分は天然芝の校庭になってございますが、こちらには、日影は一切かからないというふうに聞いてございまして、日影による影響は最低限で抑えているのかなというふうに認識してございます。

また、事前に事業者のほうで、学校関係者のほうには説明済みだそうで、そこでの特段の御意見というのはなかったというふうには聞いてございます。

○川村委員 状況はわかりました。

○戸沼会長 ほかに何かありますか。どうぞ。

○かわの委員 これは隣、スケート場ですよね、これは何か計画があるのですか。同じくやはり計画地域の中に入っているわけなんですけれども、聞いていますか。

○景観・まちづくり課長 隣のスケート場ですが、現時点では、地区計画の区域はもとから入っているのですけれども、地区整備計画からは外れている状況です。現時点で事業者を確認したところでは、具体的な計画は今のところないということと、昨年ですか、耐震補強なんかされているやに聞いてございまして、現時点で、それで耐震性が問題ないということで、新しい計画は何も聞いてないということを確認してございます。

○かわの委員 わかりました。

新国立競技場のすぐそばに、ホテルができると、きっとそこへ泊まった人はいいのでしょうけれども、しかし、8万だか6万だかの収容のところのすぐそばに、このホテルというのは、全然、もちろん足りないわけで、こここのところにぽこっと1つだけホテルができるということで、全体のこの新国立競技場を中心にしたまちみたいなことを考えたら、ホテルでいいのかなというふうに、これは感想ですけれども、もっと何か新国立競技場との関連性ができる何かがあってもいいのではないかなというふうに、ちょっと感じたりしたところです。特に答弁はいいです。

○戸沼会長 ほかに何か。事務局から何か、どなたかの意見を聞いているということだけでも、何かありますか。

○景観・まちづくり課長 本日、審議会を欠席されてございます**石川委員**のほうから、事前

に御質問が3点ほど出されてございますので、この場で質問と回答について、御説明したいと思えます。

まず1点目につきましては、都市計画公園の区域内にホテルが建設されることについて、2点目が、現在、決定されている地区計画において、宿泊施設の位置づけというのがないのではないかと、また3点目が、風致地区条例との関係についての3点でございます。

まず1点目の都市計画公園内にホテルを建設することの考え方についてですが、当地区につきましては、都市計画公園区域内にあるものの、都市公園としては未開設、要は整備されていない状況の部分となっております。当地区計画の区域は、基本的に明治神宮が所有する土地が大半であり、これまで建築物を建てる際は、都市計画法53条の許可により、都市計画公園の良好な環境を維持してきたという地区になっております。

ホテルにつきましては、都市公園法における便益施設というふうな位置づけられてございまして、神宮外苑のスポーツ施設等の利用者が全国にわたることから、公園の効能を全うすることを考えた場合、便益施設である宿泊施設は、整備することが都市計画の観点でも可能であるということで、今回、都市計画のホテルが提案されて、実際に事業化されるというものでございます。

続いて2点目です。

現在の地区計画におきまして、宿泊施設の位置づけについてでございます。これにつきましては、お手元の資料2の都市計画図書の4ページ目をごらんください。4ページ目のこちら、再開発等促進区のところの土地利用に関する基本方針の5番目に、A-4地区というのが定められてございます。

これは今回のホテルとは別のところで、具体的にいいますと日本青年館が建設される部分ですが、こちらに国立霞ヶ丘競技場の建て替えに伴う関連施設の集約的な整備を図り、青山通りと地区を連絡する区道43-670号沿いの魅力的な賑わいを創出する宿泊、文化、交流、業務等の諸機能の導入を図るとというのが、規定されてございます。

こういった形で、具体的に建設の計画に合わせて、宿泊等の施設を位置づけるというのが、この地区計画の特徴となっております。その下の7番のA-6の地区を見ていただきますと、今回、これが追加される部分ですけれども、こちらにつきましても、既存樹木を生かして、緑豊かなオープンスペース等の整備を図るとともに、賑わいを創出する宿泊・交流等の諸機能の導入を図るとしてございます。

石川委員御指摘のとおり、現時点では、このA-6地区の位置づけはないのですけれども、

今回整備されるホテルについては、地区計画の目標に整合していると考えられますのでこういう形で新たに追加する中で、きちんと宿泊施設の機能について、うたっていくという計画となっております。

また、3番目の風致地区の条例につきましては、所管であります建築指導課長のほうから説明いたします。

○建築指導課長 簡単に申し上げます。

この地域、今回、地区計画を変更するという、今、お話がございましたが、従来から都市計画、風致地区が定められているところでございます。

少し、今回の地区計画の内容を拝見しますところ、ちょうど、今、お配りしました資料1の右肩に2と書いてあるところに、図面等があるので、そちらも一緒にごらんいただければと思います。

2のほうに、左と右のほうに絵がございますが、今回のこの地区計画につきまして、全体的な趣旨的には、賑わいあふれるスポーツ・文化、交流のまちや緑豊かで風格と活力を備えた魅力的なまちを形成するとしているところでございます。

本計画につきましては、かなりの部分、既存樹木も現在あるところで、それについてはかなり既存樹木を生かして、さらにちょうどA-6-bとA-6-aということで、東西に地域を分けてございますが、例えば緑地区についても、既存の樹木を生かすという形にしております。

それから特にA-6-a、東のほうにつきましては、広場の6号というものを新たに作るということで、公園的なオープンスペースも創出されるというような前提がございます。

こういったところを見るとまずA-6-a、東側の地区につきましては、既存の樹木を生かした計画としておりまして、現状と同程度の緑、緑量が確保されるのではないかなど。

反対に、西側のA-6-bにつきましては、ちょうど計画段階でございますけれども、計画の緑地面積がおよそ1,100㎡ぐらいあるというふうに聞いてございます。

そうしますと、現在に比べてもかなり5倍程度、緑の量が増えるというような内容になってございます。

それから、A地区全体、A地区というのは、南側の新国立競技場のエリアなんかも含めた地区なのですが、そういったところにかんがりの、先ほど**かわの委員**のほうからも何万人もお客さんがお越しになるというお話がございましたけれども、そういった方々が、例えば利用する周辺エリアの一面として利用できるような空間も5,000㎡弱、こういった広場6号なんかでとれるということになりますと、A地区全体でも8倍ぐらいの、現在の開発前、従前の状況から比べ

ると、8倍ぐらいのそういうスペースができるのかなというふうに考えてございます。

それから、今後の話ということになりますけれども、風致地区につきましては、新たな建築物をそこで建てる場合、または現在あるような樹木を伐採するような場合には、新宿区の許可を取ることが必要となってございます。

これについては、新宿区のほうで、許可の基準というのを定めてございまして、詳細については、これからの建築計画の中で、その基準に合うかということ判断させていただくところでございますけれども、例えば実際に今の木を切るような場合には、新たな緑地を敷地面積に対して30%以上確保するだとか、そういった基準をまず満たしていただいて、風致地区に即したふさわしい計画にさせていただくということが、今後の条件になってくるというふうに考えているところでございます。

話が長くなりましたけれども、風致地区に関しての御説明は以上でございます。

○戸沼会長 ありがとうございます。

ほかに何か御質問。どうぞ。

○中川委員 1点は、ホテルということで宿泊施設という、これはまさに青年館のところももう既に宿泊できますし、私も昔の、前の前の青年館なんかにも泊まらせてもらったことがあるので、その点は、このA-6のところでも対応ができるのかな。

ただ、どのような二つの、ちょうど真ん中に、新国立競技場ができますけれども、それのそれぞれの性格というのが、どのような性格になるのかなというのが、一つ、興味深くといっておきますが、思っているところです。

それから、このA-6のAの今、公園になっているところがありますけれども、これ、ほとんど人が行きにくいといいますか、人々が利用しにくい場所に、実はこれ、なっているなど。首都高の出口の部分がすぐ横にあって、この部分から北のほう、慶應病院のほうに、人の動線がうまく確保できれば、それなりに人々もこういう空間の活用の一つとして、緑も楽しみながら、人々が活用できるような空間になっていくということであれば、それも一つかなというふうに思っているのですけれども、実はもう1点、非常に気になっている点があって、これは今度、景観審が開かれると思いますので、その議論、そのときにどのような話が出るのかということを持って、また考えたらどうかと。

何が気になっているかといいますと、四谷から千駄ヶ谷に向けてずっと来たとき、特に首都高でもいいのですが、高い建物がないのです。ぼんとここに50mのものが出来上がる。それからもう一方で言うと、千駄ヶ谷駅のほうから信濃町のほうに抜けるところにおいても、今のと

ころはスケート場しかなくて、その横にぼんと50mのものができる。要は、何か一つの2駅ぐ
らいの区間の中において、すぐそばに高いものができるというのが、どういうふうに見えるの
かなというのが、ちょっと気になっているということだけです。これは単なる思っている話と
いうことで。

○戸沼会長 景観審で議論してもらった結果をまた……きょうは報告ですね。報告事項だけ
お聞きして、一、二、疑問点があるよと。今度の景観審等の審議も踏まえて、最後に、この次、
いつでしたっけ。次の回に審議で、我々で賛否を出すということでもいいのですね。

何か御意見ありますか。どうぞ。

○遠藤委員 今、景観審の話が出たので、私もそれに乗っかる形でちょっとあれですけども、
一つには絵画館の裏側になるので、絵画館から見たときに眺望がどういうふうになるかとい
うことは、かなり大きな問題だと思って、それはきっと景観審でも議論になるのではないかな
と思います。

それから、先ほどもスケート場ありまして、スケート場があつて、賑わい施設が広場とい
うふうにあるのだけれども、恐らくこのスケート場に来る人が大人数で、その後公園でたむろす
、使うというような意味で、この新しくつくるA-6のところの広場というのは、スケート場
との関係というのかなり大事だと思うのです。

完全にホテルで分断されるのではないような、2つの敷地を分けて考えるのではないよう
なオープンスペースの関係というのは、多分これも景観審で議論できる内容なのかなというふう
に。今、この都市計画の資料では詳細がわからないので、むしろそういう詳細がわかる場所
できちっと議論していただければというふうに思っているところです。

○戸沼会長 大体時間ですので、少し情報をまたもらって、次回に審議するというにさせ
て。きょうは、これで終わりたいと思いますが、ほかに何かございますでしょうか。

~~~~~

### 日程第3

その他連絡事項

~~~~~

○戸沼会長 事務局から何かありますか。

○事務局（石井主査） 事務局です。

それでは、日程第3のその他、連絡事項になります。

前回の第175回の都市計画審議会の議事録がございますので、小田桐委員に署名をお願いし

たいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それと、本日の議事録でございますが、次回の審議会で議事録に署名をいただきまして、個人情報に当たる部分を除きまして、ホームページのほうに公開していきたいと思います。

次に、新年の賀詞交歓会についてです。毎年1月5日に開催しております新年賀詞交歓会においては、御案内者の名簿を作成させていただいております。今年度も例年どおりの名簿の作成及び招待状の送付の準備を進めておりますので、委員の方々におかれましては、名簿の記載に御了承いただきますようお願いしたいと思います。

なお、参考としまして、御案内者の名簿を、本日、配付させていただいております。

最後になりますが、次回の開催の予定でございます。次回につきましては、12月9日金曜日午後2時から、本庁舎6階の第2委員会室を予定しております。詳細等が決まりましたら、改めて通知させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上になります。

○戸沼会長 どうもありがとうございました。これで閉会いたします。

午後 3時54分閉会